

# 障害児(者)施設等の整備について①

## 1 補助制度について

### (1) 障害児(者)施設整備費補助金の概要

- ・ 社会福祉法人等が行う施設整備（施設・事業所の創設、改築、大規模修繕等）に要する費用の一部を補助するもの。
- ・ 県費補助額 3/4（国2/3、県1/3）、事業者負担 1/4 ※補助額に上限あり

### (2) 令和9年度施設整備方針及び協議の手引き

- ・ 補助にあたり、毎年度県の採択に係る方針及び事務処理の詳細を「施設整備方針」及び「協議の手引き」として、県のホームページで公表します。

公表時期：4月上旬予定

HP掲載場所：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/jyoseijigyou/sisetuseibihozyo.html>

# 障害児(者)施設等の整備について②

## (3) 協議書の提出 令和8年7月31(金) 【厳守】

協議・相談の窓口	協議するサービス種別
県福祉事務所	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(グループホームを除く)、障害児入所施設、児童発達支援センター
県障害者支援課	グループホーム、障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)

さいたま市、川越市(※)、越谷市(※)、川口市(※)は、各市が窓口です  
 ※障害児入所施設、児童発達支援センターは県福祉事務所が窓口

## (4) スケジュール(令和8年度に県に協議書を提出した場合)

	県	設置主体(事業者)
協議年度 (R8)	県審査会(11月) ← 国協議書作成依頼(3月) →	県協議書の提出(7月末)
整備年度 (R9)	補助金内示(7月上旬) ←	国協議書の提出(4月頃) 入札・契約 <u>工事着手</u> ~ 事業完了(3月末)
事業開始年度 (R10)		事業開始

# 障害児(者)施設等の整備について③

## 2 財産処分の手続きについて

補助金の交付を受けて整備された施設や設備について、処分制限期間内に処分（転用や譲渡、取壊しなど）する場合は、あらかじめ埼玉県知事の承認を受ける必要があります。

### ○財産処分の種類

転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	補助対象財産の所有者の変更
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
貸付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
取壊し	補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

### ○処分制限期間（一例）

		構造・用途等	処分制限期間
建物	鉄筋コンクリート造	通所事業所	50年
		入所施設・グループホーム	47年
	木造	通所事業所	24年
		入所施設・グループホーム	22年
建物付属設備	冷暖房設備	13年、15年	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8年	

## 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

- ・対象：要配慮者利用施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある施設で市町村地域防災計画に記載がある施設）
- ・義務：①避難確保計画の作成 ②市町村防災担当課への報告（作成／変更時）  
③避難訓練の実施

※対象施設で避難確保計画を作成していない事業所は、速やかに作成し市町村の防災担当課へ報告してください。併せて、定期的に避難訓練を実施してください。